

規制改革推進会議「行政手続部会」 関係省庁ヒアリング  
会議説明資料

省庁名：総務省

1. 「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方（たたき台）  
に対する意見

## ( 1 . 重点分野 ( 1 ) 取組の対象範囲 「手続等」について )

統計法を所管する立場で申し上げる。統計法は、公的統計の基本事項を定めており、各府省はそれぞれに必要な統計調査を行っている。基幹統計調査の実施に関し必要な事項については、各府省令で定められているところ。各府省で行う統計調査については、このような中、報告者負担を最小限にするため、統計法のもと、これまでも重複排除に取り組んできた。

一方で、昨年末に経済財政諮問会議で取りまとめられた「統計改革の基本方針」(以下、「基本方針」という。)においては、GDP統計の精度改善や証拠に基づく政策立案(EBPM)が重要とされており、そのため統計の充実の必要性が指摘されている。

統計調査の報告者負担については、経団連とも意見交換を行っており、調査事項の削減や、調査票へのプレプリントなどの取組を行ってきた。企業の負担を軽減するために、例えばオンライン調査の推進も行っているが、大企業にも紙の調査票の方が回答しやすいという声もあり、個別の統計調査の状況を踏まえて、きめ細かく企業側と話し合いを行う必要がある。経団連とは今後も継続的に意見交換を行っていく。

業務統計やヒアリング調査等の「調査・統計」の情報の収集は、統計法の外で行われているものであり、統計法を所管する総務省として承知はしていない。

また、「統計調査」は行政手続法(平成5年法律第88号)の適用外とされており(同法第3条第1項第14号)行政手続きではないと整理されていることに配慮いただきたい。

(「1. 重点分野(3) 重点分野の選定」について)

企業が負担に感じている「調査・統計」には、府省によるヒアリングや民間による調査も含まれていると思われる。したがって、政府が行う統計調査だけを対象にして今回の数値目標を設定しても企業の負担感の軽減にはつながらないおそれがあり、対象としては適切でないと考えられる。

(「2. 削減目標(1) 削減対象 コストの内容」について)

各省庁とも多様な行政手続きを所掌しているため、行政手続コストの算出は、各省庁とも相当の負担になる。そのため、取組にあたっては、コスト計算に多大な労力や費用、時間をかけるべきでなく、なるべく簡易な推計方法とすべき。

2. 個別分野について、特殊な事情がある場合の意見

「調査・統計に関して」

政府統計については、昨年12月の経済財政諮問会議において「基本方針」が取りまとめられた。基本方針では、「重複感の多い統計や利用度の低い統計の整理・合理化、効率化を推進する。」とされているため、関係閣僚等で構成される統計改革推進会議で議論される予定となっている。

証拠に基づく政策立案(EBPM)が注目される中、調査のサンプル数を増やしてはどうかという意見もある。単純にコスト削減を行うとすると、統計精度の劣化を招くおそれがある。一律に削減ありきという考え方はうまくいかないと思われる。いずれにしても、事業者負担の軽減は引き続き重要であり、よく検討したい。

なお、経済センサスなどの5年に1度行うような周期調査においては、例えば実施年だけ突出して作業時間や事業者の負担感が増加することが予想され、各年度ごとの削減効果の把握や削減に対する適切な評価を行いにくい。

「地方税」・「従業員の納税に関する事務」

## 【数値目標を設定することについて】

税の信頼性の確保のためには、正確な事実に基づいた公平な課税が重要であり、必要な課税資料を収集している。

税の手続の見直しについては、納税者の負担軽減と課税の公平性確保の双方の調和を図る必要があり、あらかじめ全体としての数値目標を設定して手続を見直すという手法ではなく、手続ひとつひとつについて個別に検討していくべきと考える。

税について事業者の申告等のコストを削減することが、納税者たる従業員の申告等のコストや行政の課税コストの増加につながることもあり得る。社会全体のコストを縮小しつつ、各主体のコストのバランスにも留意しつつ、税の手続の見直しを進めていく必要がある。

地方税法は枠法であり、地方団体の条例に基づき、地方税の手続は定められている。手続きの簡素化については、地方団体の理解・協力を得られるよう進めていく必要があり、一律に数値目標を設定する手法はなじまないと考えられる。

行政手続の簡素化・IT化の推進は重要な課題であり、これまでも電子申告等の対象範囲の拡大やeLTAXの利用時間の拡大などの利便性向上に取り組んできており、電子申告の利用率も向上している。また、給与支払報告書と源泉徴収票のeLTAXによる一元的な電子提出など、国税との連携も進めてきたところである。さらに、地方税における電子納税の推進のための方策についても検討を進めているところである（参考資料）。今後も、国税当局・民間企業の協力を得つつ、納税者の利便性向上のための検討を進めて参りたい。

### < 検討を進める事項の例 >

- ・ 地方税の電子納税の推進
- ・ eLTAX の使い勝手の改善

- ・ eLTAX 利用率（例：法人県民税：56.1%）の向上

### 【「時間」を数値目標とすることについて】

企業の事業活動の内容等により適用される制度や優遇措置、申告の態様が異なるなど、申告に要する時間は各社各様であり、標準的な時間の計測は困難と考えられる。

さらに、税制改正は毎年行われるため、適用される制度等が変わり得ることから、これに伴う時間も変動するものであり、あらかじめ数値目標を設定してその達成を目指す取組みにはなじまない。

### 【その他】

源泉徴収・年末調整は所得税に関する手続であるが、仮に年末調整を廃止する等した場合に、申告件数が大幅に増加すれば、地方団体内の税額決定時期（5月末）に影響を与える可能性があるとともに、その場合、住民税の所得情報を参照している社会保障制度等へも影響を及ぼす懸念がある。こうしたことから、源泉徴収・年末調整の手続の検討に当たっては、地方団体の事務や他の制度への影響も踏まえる必要がある。